

第2 都内の各基地の状況

都内米軍基地

東京の米軍基地 2024

第2 都内の各基地の状況



I 都内米軍基地の概況

昭和 20 年、第 2 次世界大戦の終結により、旧日本軍の基地や施設は、連合国軍（米軍）に順次接收された。昭和 27 年、前年に調印された平和条約と日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（旧安保条約）の発効に伴い、接收された基地や施設は米軍への提供施設・区域すなわち在日米軍基地となり、引き続き米軍が使用することとなった。

昭和 27 年当時、都内にあった米軍基地は、208 か所に上ったが、都や区市町村、地元住民の多年にわたる取組を経て、順次、米軍基地の

整理・縮小・返還がなされた。

現在、都には、在日米軍司令部が置かれている横田飛行場（横田基地）をはじめとして、7 か所、総面積 1,600ha の米軍施設及び区域が存在する。都内の米軍専用施設の面積は 1,318 ha であり、沖縄県、青森県、神奈川県に次ぎ、全国第 4 位*である。

* 昭和 45 年以降返還された基地の概要及び跡地の利用状況については、資料 6 及び 7 を参照

* 全国に所在する在日米軍施設及び区域については、資料 1～4 を参照

都内の在日米軍基地

令和 6 年 1 月 1 日現在

| 施設名（所在） | 施設番号 | 管理部隊 | 用途 | 共同使用 |
|-----------------------|---------|------------------|-----------------------------|---|
| 赤坂プレス・センター (港区) | FAC3004 | 米陸軍 基地管理本部 | 事務所 (事務所、宿舎、 ヘリポート) | 東京都 |
| 横田飛行場 (福生市ほか) | FAC3013 | 米空軍 第374空輸航空団 | 飛行場 (滑走路、住宅、 学校、事務所等) | 自衛隊 瑞穂町 東京電力パワーグリッド(株) 西武鉄道(株) 福生市 |
| 多摩サービス補助施設 (稻城市ほか) | FAC3019 | 米空軍 第374空輸航空団 | レクリエーション施設 (ゴルフ場、キャンプ場等) | 東京都 JR東日本(株) |
| 大和田通信所 (清瀬市ほか) | FAC3056 | 米空軍 第374空輸航空団 | 通信 (通信施設) | 清瀬市 新座市 東京電力パワーグリッド(株) NTT東日本(株) (株)NTT ドコモ |
| 硫黄島通信所 (小笠原村) | FAC3181 | 米海軍 厚木航空施設 | 通信 (訓練施設) | 自衛隊 国立研究開発法人防災科学技術研究所 |
| ニューサンノーミ軍センター (港区) | FAC3185 | 米海軍 横須賀基地 | その他(宿泊施設) | 港区 |
| 羽田郵便管理事務所 (大田区) | FAC3191 | 米空軍 第374空輸航空団 | 事務所 | — |

II 赤坂プレス・センター(Akasaka Press Center)

(令和6.1.1現在)

| | |
|---------|---------------------------|
| 所 在 地 | 港区 |
| 土 地 面 積 | 26,938m ² (国有) |
| 施設内容 | 施設番号 FAC3004 |
| | 管理部隊 在日米陸軍基地管理本部 |
| | 使用部隊 星条旗新聞社ほか |
| | 用 途 事務所(事務所、宿舎、ヘリポート) |
| | 共 同 使用 東京都 |

1 基地の沿革

当施設は、明治 22 年に旧陸軍第一師団歩兵第三連隊の駐屯地として設置され、昭和 20 年 9 月、米軍に接収された。

昭和 58 年 5 月、日米合同委員会において、ヘリポート部分を通過する東京都市計画道路幹線街路環状第 3 号線（以下「環状三号線」という）の道路用地約 3,900 m²（うち約 400 m²は工事期間のみ）の共同使用と、その代替措置として、臨時ヘリポート用地約 4,300 m²が追加提供されることが合意され、昭和 59 年 12 月、臨時ヘリポートが完成した。

同ヘリポートは、平成 5 年 6 月、日米合同委員会合意に基づき、平成 12 年 5 月まで陸上自衛隊により共同使用されていた。

平成 19 年 4 月、日米合同委員会において、上記臨時ヘリポート用地の代替地に当たる一部土地約 4,700 m²の返還が合意され、平成 23 年 7 月に米側から日本に返還された。

現在、当施設は、ヘリポート、星条旗新聞社、宿舎等として使用されている。

2 基地をめぐる動き

昭和 38 年 3 月、国は、国有財産関東地方審議会の答申を得て、米軍基地として提供された施設・区域を含む国有地を森林公园として決定

した。その一部は、既に都立青山公園として開園されている。

昭和 58 年 5 月の日米合同委員会合意に基づき、8 月、都は、東京防衛施設局（現北関東防衛局）、在日米軍との三者間で「在日米軍施設及び区域の共同使用に関する協定」を締結し、環状三号線の工事期間中の臨時ヘリポート整備と、工事完了後、元のヘリポートを原状回復することとした。

平成 5 年 3 月、環状三号線工事が完了し、供用開始されたが、米軍の臨時ヘリポート継続使用の意向が東京防衛施設局を通じて口頭で伝えられた。都は、ヘリポートの原状回复工事が三者協定のとおり実施できるよう、東京防衛施設局を通じ米側に再三働きかけを行っていた。平成 8 年 9 月には、都知事を相手取り、知事が米軍及び国に対し当施設の返還請求措置を執らないことの違法性の確認を求める住民訴訟が提起されたが、平成 10 年 7 月に東京地方裁判所の判決が言い渡され、訴えは却下された。

その後、都、東京防衛施設局及び在日米陸軍の三者において、臨時ヘリポート用地の面積を上回る代替地（約 4,700 m²）の返還、緊急時及び災害時における傷病者や救援物資等の搬送を可能とするためヘリポートを都が使用することで、臨時ヘリポート問題の解決を図ることを確

認し、その旨を平成 19 年 1 月に公表した。平成 19 年 4 月には、日米合同委員会において上記代替地に当たる一部土地の返還が合意され、平成 23 年 7 月に実施された。

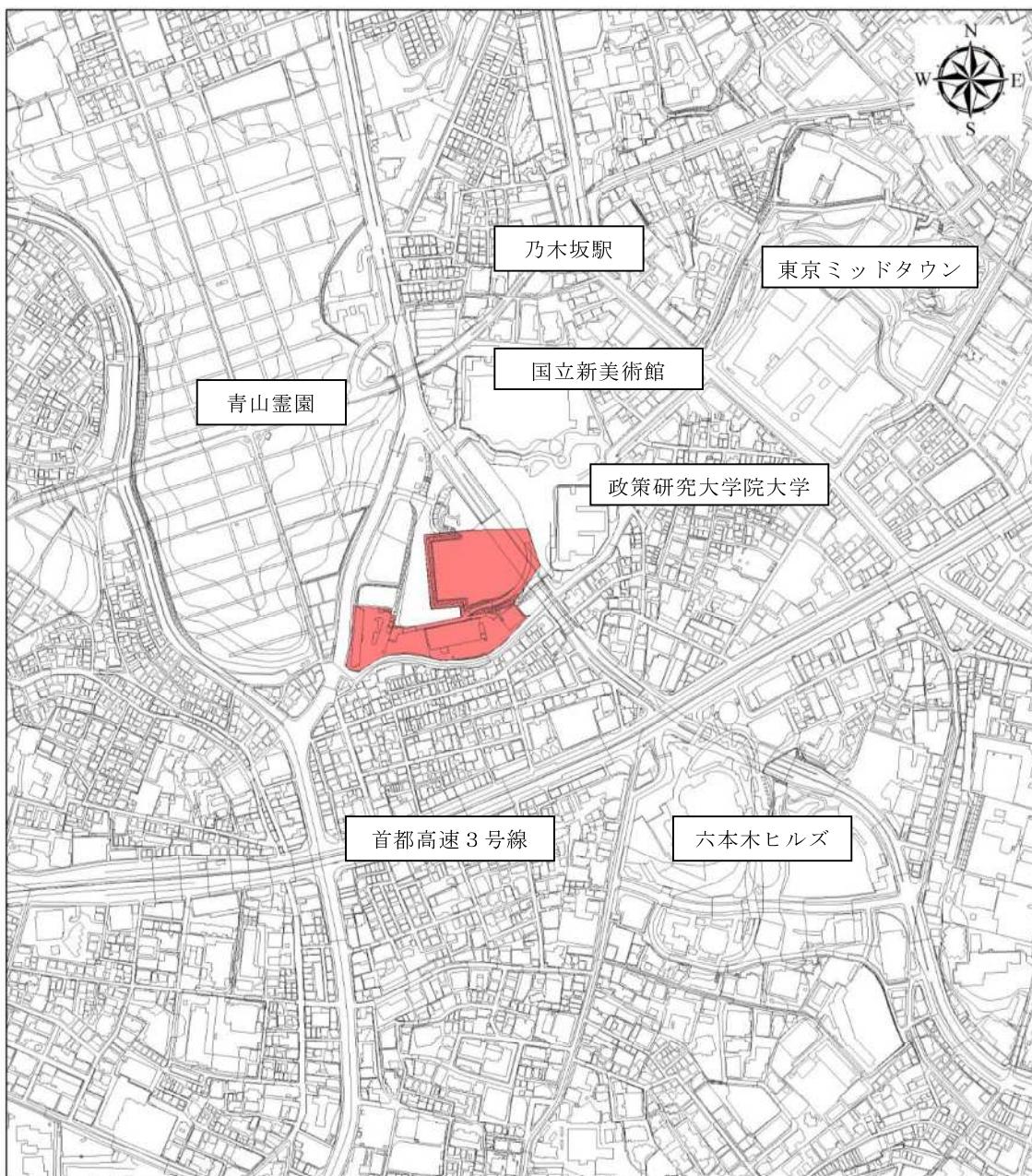
また、平成 19 年 4 月、都と在日米陸軍は、「在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入」に関する日米合同委員会合意（資料 28）に基づき、緊急時におけるヘリポートの共同使用に関する協定を締結した。この協定に基づく運用が平成 20 年 4 月から開始され、都は同ヘリポートを、救急患者を島しょ地域から都心の医療機関に搬送するための中継拠点として使用している。

災害対策においては、平成 13 年 9 月、東京都総合防災訓練の会場の一つとして、当施設のヘリポートを初めて使用し、模擬負傷者を近隣の医療機関へ搬送する訓練を行った。当施設は、平成 16 年以降、防災訓練において継続的に使用されており、従来の負傷者搬送訓練に加え、緊急物資を搬送する訓練も実施されている。

平成 20 年 11 月、都と在日米陸軍は、「都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への立入」に関する日米合同委員会合意（資料 29）に基づく災害準備及び災害時におけるヘリポートへの立入りに関する協定を全国で初めて締結し、平成 21 年度及び平成 25~26 年度には、この協定に基づく訓練を実施している。

なお、上記の緊急時や災害時の使用は、返還までの対策であり、都は、平成 17 年 6 月以降、国への提案要求を通じ、当施設を直ちに返還するよう要請し、継続して即時返還を働きかけている。

赤坂プレス・センター位置図



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（31都市基交第968号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

《 経 緯 》

| | |
|------------|--|
| 明 22. 1 | 旧陸軍第一師団歩兵第三駐屯地連隊設置 |
| 昭 18 | 近衛歩兵第七連隊駐屯 |
| 20. 9. 22 | 米軍が接收 |
| 33. 12. 8 | 基地の一部 (91,848m ²) 返還 |
| 36. 3. 11 | 東京都市計画道路幹線街路環状第3号線の都市計画変更告示 |
| 38. 3. 29 | 東京都市計画公園第12号青山公園の都市計画変更告示 |
| 42. 8. 8 | 都は、東京防衛施設局に環状三号線の工事施行に関して、共同使用（トンネル構造案）を申請 |
| 43. 12. 23 | 第9回日米安全保障協議委員会において、ヘリポート及びサービスステーションの移転について検討することを合意 |
| 45. 12. 11 | 東京防衛施設局は、都の意向に沿って米側と交渉することについて、都に意見照会 |
| 47. 2. 23 | 都は、東京防衛施設局にヘリポートの移転、環状三号線は開渠とする等の処理方針を回答 |
| 48. 6. 1 | 米側は、日本側提案に対し、ヘリポートを継続して使用する旨回答 |
| 54. 10. 8 | 都は、昭和48年6月25日付意見照会について、その後米側の条件に変更があるか、再確認を東京防衛施設局に照会 |
| 55. 6. 2 | 都は、東京防衛施設局に対し、道路予定地の返還について再要請 |
| 6. 9 | 米側は、施設特別委員会へ道路予定地返還にかえて共同使用について提案 |
| 6. 24 | 東京防衛施設局は、道路予定部分の共同使用について都に意見照会 |
| 9. 16 | 防衛施設庁は、施設特別委員会へ道路予定地の返還について提案 |
| 57. 2. 16 | 都は、東京防衛施設局に対し、道路予定部分約3,470 m ² の共同使用について回答 |
| 58. 5. 19 | 日米合同委員会において、米軍施設と環状三号線との共同使用について合意 (共同使用約3,900m ² 及び工事期間中の臨時ヘリポート用地として土地約4,300m ² 追加提供) |
| 8. 12 | 都は、東京防衛施設局、在日米軍との三者間で「在日米軍施設及び区域の共同使用に関する協定」を締結 |
| 59. 12. 5 | 臨時ヘリポート完成 |
| 平 2. 7 | 基地内トンネル（六本木トンネル）工事着手 |
| 5. 3. 29 | 環状三号線・六本木地区供用開始 |
| 4. 23 | 都は、東京防衛施設局に対し、復旧工事に早期に着手できるよう米軍との調整方を文書で申入れ |
| 6. 3 | 日米合同委員会において、陸上自衛隊によるヘリポートの共同使用について合意 |
| 6. 2. 10 | 都は、東京防衛施設局に対し、三者協定に基づく原状回復を要請 |
| 7. 5. 23 | 都は、東京防衛施設局に対し、原状回復できるよう、米側との調整方を要請 |
| 8. 2. 7 | 都は、東京防衛施設局に対し、復旧工事に早期に着手できるよう再度文書で要請 |
| 9. 6 | 知事が返還請求措置を執らないことの違法性に関する訴訟(住民訴訟による違法確認請求事件)提起 |
| 10. 3. 10 | 都は、東京防衛施設局に対し、復旧工事に早期に着手できるよう再度文書で要請 「住民訴訟による違法確認請求事件」都側の全面勝訴 |
| 7. 31 | 都は、東京防衛施設局に対し、原状回復できるよう米側との調整方を要請 |
| 10. 5 | 都は、東京防衛施設局に対し、原状回復できるよう米側との調整方を要請 |
| 11. 6. 21 | 都は、東京防衛施設局に対し、原状回復できるよう米側との調整方を要請 |
| 13. 9. 1 | 都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用 |
| 16. 9. 1 | 都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用 |
| 17. 6. 22 | 都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう、必要な措置を執ることを要請 |
| 9. 1 | 都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用 |
| 11. 11 | 都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう、必要な措置を執ることを要請 |
| 18. 2. 2 | 港区長及び港区議会議長は、都に対し、米軍ヘリポートに関する要請書を提出 |
| 6. 20 | 都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう、必要な措置を執ることを要請 |

第2 都内の各基地の状況

| | |
|-----------|--|
| 8. 29 | 港区長は、都に対し、東京都総合防災訓練の実施に伴う米軍ヘリポート基地使用に係る申入れを実施 |
| 9. 1 | 都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用 |
| 11. 6 | 都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう、必要な措置を執ることを要請 |
| 19. 1. 12 | 都、東京防衛施設局及び在日米陸軍との三者間で、臨時ヘリポートの原状回復問題の解決に向けた確認事項を発表 |
| 1. 24 | 港区長及び港区議會議長は、都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 4. 23 | 日米合同委員会において、一部土地の返還合意 |
| 4. 23 | 都と在日米陸軍は、緊急時使用に係る協定を締結 |
| 6. 22 | 都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう、必要な措置を執ることを要請 |
| 8. 30 | 港区長は、都に対し、平成19年度東京都総合防災訓練に関する申入れを実施 |
| 9. 1 | 都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用 |
| 11. 9 | 都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう、必要な措置を執ることを要請 |
| 12. 18 | 港区長及び港区議會議長は、防衛省に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 20. 3. 24 | 港区総合経営部長は、都に対し、緊急時使用に関する申入れを実施 |
| 4 | 都は、赤坂プレス・センターを使用した救急患者搬送を開始 |
| 7. 31 | 港区長及び港区議會議長は、都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 8. 28 | 港区長は、都に対し、平成20年度東京都総合防災訓練に関する申入れを実施 |
| 8. 31 | 都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用 |
| 11. 10 | 都と在日米陸軍は、日米合同委員会合意に基づく災害時基地立入に係る協定を締結（全国初） |
| 21. 8. 25 | 港区長及び港区議會議長は、都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 8. 30 | 港区長は、都に対し、平成21年度東京都総合防災訓練に関する申入れを実施 |
| 22. 2. 3 | 都は、災害時協定に基づき、総合防災訓練の会場として当施設を使用 |
| 2. 8 | 港区長及び港区議會議長は、都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 23. 2. 1 | 港区長及び港区議會議長は、防衛省に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 3. 15 | 港区長及び港区議會議長は、都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 7. 29 | 日米合同委員会合意に基づき、米側が日本へ一部土地（約 4,700 m ² ）を返還 |
| 24. 2. 14 | 港区長及び港区議會議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 25. 2. 6 | 港区長及び港区議會議長は、防衛省に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 11. 23 | 都は、災害時協定に基づき、総合防災訓練の会場として当施設を使用 |
| 26. 1. 31 | 港区長及び港区議會議長は、防衛省に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 2. 13 | 港区長及び港区議會議長は、米国大使館及び都に対し米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 8. 30 | 都は、災害時協定に基づき、総合防災訓練の会場として当施設を使用 |
| 27. 2. 12 | 港区長及び港区議會議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 8. 26 | 港区長は、都に対し平成 27 年度東京都総合防災訓練に関する申入れを実施 |
| 10. 9 | 港区議会は、都に対し米軍ヘリポート基地に関する意見書を提出 |
| 28. 2. 12 | 港区長及び港区議會議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 29. 2. 8 | 港区長及び港区議會議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 30. 2. 8 | 港区長及び港区議會議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 31. 2. 6 | 港区長及び港区議會議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 令 2. 2. 6 | 港区長及び港区議會議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 令 3. 2. 4 | 港区長及び港区議會議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 令 4. 2. 8 | 港区長及び港区議會議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 令 5. 2. 7 | 港区長及び港区議會議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |
| 令 6. 2. 5 | 港区長及び港区議會議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出 |